

### 変動金利定期預金【単利型】

ご利用いただける方	・個人および法人のお客さま
期間	・以下の各方式のうち、いずれかをお選びいただきます。 ○定型方式（自動継続ができます） 1年、2年、3年のいずれか ○期日指定方式（自動継続はできません） 1カ月超3年以内
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括してお預け入れいただきます。 ・1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に払い戻しいたします。
利息 (1)適用金利  (2)利払方法  (3)計算方法	・変動金利となります。毎日の店頭表示の利率を適用いたします。 ・預入日の6カ月ごとの応当日に当日の店頭表示の利率に変更いたします。 ・自動継続時の利率は、継続日における店頭表示の利率を満期日まで適用いたします。 ・預入日の6カ月ごとの応当日に所定の中間利払方法（約定利率の70%にて計算）により現金またはご指定口座への振込により中間利息をお支払いいたします。 ・約定利率による利息と中間利払額との差額は、満期日に元金とともにお支払いいたします。 ・付利単位を1円、1年を365日とする日割り計算を行います。 ・満期日以後の利率は、解約日または継続日における普通預金利率を適用いたします。
税金	・個人のお客さま：20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。 ※マル優ご利用の場合は税金はかかりません。 ・法人のお客さま：総合課税
手数料	—
付加できる特約事項	・個人のお客さまの場合、以下の事項を付加できます。 ○マル優のお取り扱いができます。 ○自動継続の場合、「総合口座」通帳にセットすることができます（未成年者を除きます）。貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率となります。
中途解約時のお取り扱い	・＜別表＞の中途解約利率で利息の計算を行い、中間利払利息を控除のうえ、元金および利息をお支払いいたします。
金利情報の入手方法	・店頭金利表示ボードまたは窓口、当金庫ホームページでご確認ください。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<b>【苦情処理措置】</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-310-708）にお申し出ください。 <b>【紛争解決措置】</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。

苦情処理措置 ・紛争解決措置 (続き)	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

<別表：中途解約率>

預入期間に応じて次の中途解約利率(小数点第4位以下は切捨て)で利息の計算を行います。

契約期間 預入していた期間	1年以上3年未満	3年
6カ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6カ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%
1年以上1年6カ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%
1年6カ月以上2年未満		約定利率×60%
2年以上2年6カ月未満		約定利率×70%
2年6カ月以上3年未満		約定利率×90%